

がんばる運送事業者支援金

燃油価格高騰に直面する運送事業者を支援するため、「がんばる運送事業者支援金」を給付します。

【対象】 柳川市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者で、次のいずれかの事業を営む中小企業者が、事業の用に供する登録車両。
ただし、申請者が自己所有又はリースした車両のみを対象とする。

対象事業	対象車両 (リース含む)
①貨物自動車運送事業（トラック運送、軽自動車運送など）	事業用車両 (緑・黒ナンバーのみ)
②一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）	
③一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー、福祉タクシー）	
④特定旅客自動車運送事業（介護タクシーなど）	
⑤自動車運転代行業	登録車両（随伴車両）

※2輪及び被けん引自動車を除く。

※自動車検査証の「使用の本拠の位置」が柳川市内にあるものに限る。

【給付額】 対象車両1台につき2万円（1事業者につき、1回のみ給付。）

【申請受付期間】 **令和6年9月2日（月）から令和6年12月27日（金）**

※消印有効

【申請方法】 郵送

※窓口混雑防止のため、郵送にご協力ください。

申請書を持参する場合は、下記の問い合わせ先までご持参ください（土日祝日除く）。

【申請に必要な書類】 裏面をご確認ください。

【給付方法】 口座振込 ※書類の不備等がなければ、受付から1か月程度で振込予定。

【問い合わせ先及び送付先】

〒839-0293 柳川市大和町鷹ノ尾120番地

柳川市役所（大和庁舎） 商工・ブランド振興課 商工係

電話 0944-77-8763 FAX 0944-76-1170

※封筒に貼り付けて送付できます。 ↓

（切り取り）

切手を
貼って
下さい

〒839-0293

柳川市大和町鷹ノ尾120

柳川市役所

商工・ブランド振興課 商工係 宛

【申請に必要な書類】

		①貨物自動車運送事業(トラック運送、軽自動車運送など)	②一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)	③一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー、福祉タクシー)	④特定旅客自動車運送事業(介護タクシーなど)	⑤自動車運転代行業
1	申請書(誓約書)兼請求書 (様式第1号)	○	○	○	○	○
2	許可、市内の営業所及び給付対象車両一覧 (様式第2号)	○	○	○	○	○
3	運輸局発行の許可書又は更新許可書等の写し (貨物軽自動車運送事業は、事業経営届出書又は経営変更等届出書の写し)	○	○	○	○	
4	公安委員会からの認定を受けたことを示す標識の写し					○
5	給付対象車両に係る自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(電子車検証の場合)	○	○	○	○	○
6	(法人)履歴事項全部証明書の写し (個人事業者)個人住所を証する書類の写し(住民票、運転免許証、マイナンバーカード等)	○	○	○	○	○
7	振込先の通帳の写し (口座名義人、口座番号が確認できるもの。)例:表紙及び1ページから2ページのコピー	○	○	○	○	○

柳川市がんばる運送事業者支援金 Q&A

Q1 個人事業者で、住民票上の住所は柳川市外ですが、事業所は柳川市内にあります。この場合は、支援金の給付対象になりますか？

個人事業者は、市内に事業所を有する場合は、住民票上の住所に関わらず給付対象になります。なお、事業所の所在は、様式第2号で確認します。

Q2 個人事業者で、住民票上の住所は柳川市内ですが、事業所は柳川市外にあります。この場合は、支援金の給付対象になりますか？

この支援金は、対象を「柳川市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者」としているため、給付対象となりません。

Q3 廃業している場合、給付を受けることができますか？

廃業している場合は、給付を受けることはできません。

Q4 申請書はどこで入手できますか？

柳川市の公式サイトからダウンロードすることができます。また、柳川市役所(柳川庁舎1階 総合案内、大和庁舎1階 商工・ブランド振興課、三橋庁舎1階市民サービス課)、柳川商工会議所、柳川市商工会にも設置しています。

Q5 申請から給付まで、どれくらいの期間がかかりますか？

申請に関する書類を受領後、不備がなければ概ね1か月後の振込を予定しています。

Q6 今回の支援金は課税対象ですか？

今回の支援金は課税対象になります。詳細については、所管の税務署までお問い合わせください。